

高校の通常学級に在籍する特別な教育的支援を 必要とする生徒支援の在り方の検討

教育学研究科 教育実践創成専攻 教育実践開発コース 教師力育成分野 永井 宏和

1. 問題の所在

文部科学省の全国調査(2022)によれば、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする生徒」に該当する生徒が一定数に在籍しており、その割合は約2.2%で、支援の必要性は決して例外的なものではない。これらの数値は学級担任等の回答に基づくものであるため、解釈には一定の留意が必要であるが、少なくとも潜在的な支援ニーズが十分に把握されていない可能性を示唆している。すなわち、制度上は支援対象として位置付けられている生徒が、学校現場において十分に可視化されていない現状が存在すると考えられる。また、個別の教育支援計画や個別の指導計画が作成されている生徒の数は、それを大きく下回る場合が多い。この、上記で示した2.2%は、筆者の在籍する高等学校の生徒数約700名に換算すると15名程度が該当する計算となるが、昨年度、在籍校において、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成した生徒数は0名であった。

野田(2019)は、山梨県内の高等学校には、文部科学省が示している数値よりも高い割合で発達障がいのある生徒が入学してきている現状にあると述べており、喫緊の課題として捉える必要がある。山梨県教育委員会の平成29年度調査では、発達障がい(ASD・LD・ADHD等)を含め、469名の高校在籍生徒が、特別な支援を必要としており、そのうち272名は発達障害に該当すると報告されている。このことから、高等学校における発達障がいのある生徒への支援が体系化されていない点を指摘し、授業のユニバーサルデザイン化の必要性を示している。また、佐野(2022)によると、高等学校における特別支援教育の課題をまとめており、その中でも中学校から該当生徒に対する引き継ぎ情報が少ないことを指摘している。さらに、県内の高等学校では、山梨県立中央高等学校、山梨県立ひばりが丘高等学校に通級指導学級が設置され、指導実践研究校事業としての研究結果が報告されている。しかし、中央高等学校は令和元年度、ひばりが丘高等学校は令和2年度から指導と実践が積み重ねられてきているが、これらの成果については、他の高等学校へ十分に波及しているとは言い難いのが現状である。

1-1. 制度的背景の変遷

我が国の特別支援教育の制度的整備が本格化したのは2000年代に入ってからであり、2005年、中央教育審議会が「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」を示し、障害種別に基づく教育から、個々の教育的ニーズに応じた支援体制への転換として特別支援教育に初めて言及した。

2007年には、学校教育法の一部改正により、特別支援教育が法的に位置付けられ、通常の学級に在籍する多様なニーズを有する児童生徒への支援が学校の責務として明確化された。また、2009年には、高等学校段階においても、特別な教育的支援を必要とする生徒が約2%存在することが示され、高等学校における特別支援教育の必要性が公的に認識されるようになった。

2011年には、特別教育支援員の配置に関する財政措置が講じられ、人的配置に基づく支援体制整備が進められた。2016年に施行された障害者差別解消法により、合理的配慮の提供が法的義務として位置付けられたことは、特別支援教育を権利保障の観点から捉える大きな転換点であった。また、2018年からは、高等学校において通級による指導が制度化され、小・中学校段階に限定されていた支援の枠組みが高等学校段階にも拡張された。これらの制度的変遷は、高等学校における支援体制構築を強く後押しするものであったといえる。

1-2. 研究の必要性

前章のことから、本研究の必要性を4つにまとめる。

①校内委員会の活性化

文部科学省(2022)の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(表1)によると、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒のうち、校内委員会において特別な教育的支援が必要であると判断されている割合は、高等学校では推定20.3%にとどまっている。この数値は、小学校や中学校と比較しても低く、高等学校段階において支援の検討が十分に行われていない実態を示している。この背景には、校内委員会が形式的な存在にとどまり、実質的な協議や意思決定の場として機能していないケースがあることが考えられる。また、支援の必要性が個々の教員の判断に委ねられ、学校全体として共有・検討する仕組みが十分に整っていないことも要因の一つである。その結果、本来であれば支援につながるべき生徒が制度的枠組みから漏れ、不登校や転学といった形で困難が顕在化する可能性が高まっている。

このような状況を踏まえると、高等学校における校内支援体制の実態を明らかにし、その課題と改善の方向性を検討しながら、校内委員会を活性化することが実践的にも学術的にも重要な意義を有しているといえる。

設問「校内委員会において、現在、特別な教育的支援が必要と判断されているか」に対する回答

<小学校・中学校>

	推定値 (95%信頼区間)	
必要と判断されている	28.7%	(25.7% ~ 31.9%)
必要と判断されていない	70.6%	(66.4% ~ 74.4%)
不明	0.7%	(0.4% ~ 1.2%)

<高等学校>

	推定値 (95%信頼区間)	
必要と判断されている	20.3%	(10.3% ~ 36.1%)
必要と判断されていない	79.0%	(55.0% ~ 92.0%)
不明	0.7%	(0.3% ~ 1.9%)

表1：文部科学省(2022)『通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果』より引用

②個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用

障がいのある児童生徒等に対しては、学校生活の場面に限定することなく、家庭生活や地域生活を含めた長期的視点に立った一貫した支援が求められる。その中核となるのが、個別の教育支援計画および個別の指導計画である。これらは、生徒本人および保護者の意向を踏まえながら、関係機関が共通理解を形成するための重要なツールである。

特に高等学校段階では、卒業後の進路を見据えた支援が不可欠であり、進学先や就労先へ支援内容を適切に引き継ぐことが求められる。しかしながら、実際には個別の教育支援計画および個別の指導計画の作成・活用が十分に進んでおらず、支援が学校段階ごとに分断されているケースも多く、高等学校段階においては、作成・活用が十分に定着しているとは言い難い。とりわけ、卒業後の進路を見据えた支援の引継ぎが不十分な場合、生徒の教育的ニーズが継続的に保障されないおそれがある。したがって、高等学校における個別の教育支援計画等の作成・活用の実態と課題を明らかにし、継続的な支援を可能とする体制の在り方を検討することは、早急に取り組むべき研究課題である。

③専門家との連携

文部科学省（2022）の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（表2）によると、教育委員会や福祉・保健・医療等の関係機関との連携について、「定期的に意見を聞いている」と回答した高等学校は9.9%にとどまっており、専門的知見が十分に活用されていない現状が明らかとなっている。

こうした状況は、学校が専門的知見を十分に活用できないまま支援を抱え込む構造を生み、結果として支援の質や継続性の低下を招くおそれがある。したがって、高等学校における関係機関との連携の実態と課題を明らかにし、専門性を効果的に活用した支援体制の在り方を検討することは、特別支援教育の充実を図る上で不可欠な研究課題である。

設問「専門家（特別支援学校、巡回相談員、福祉・保健等の関係機関、医師、スクールカウンセラー（SC）、作業療法士（OT）など）に学校として、意見を聞いているか」に対する回答

<小学校・中学校>

	推定値（95%信頼区間）	
定期的に聞いている	14.8%	（ 12.7% ～ 17.2% ）
聞いている	73.5%	（ 69.1% ～ 77.5% ）
過去に聞いたことがある	11.2%	（ 9.9% ～ 12.7% ）
不明	0.5%	（ 0.2% ～ 1.0% ）

<高等学校>

	推定値（95%信頼区間）	
定期的に聞いている	9.9%	（ 6.3% ～ 15.2% ）
聞いている	79.8%	（ 52.7% ～ 93.3% ）
過去に聞いたことがある	9.9%	（ 6.1% ～ 15.7% ）
不明	0.4%	（ 0.1% ～ 1.6% ）

表2：文部科学省（2022）『通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果』より引用

④文部科学省の検討会議の報告や先行研究

文部科学省（2023）通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（報告）から、高等学校における通級による指導は平成30年度に制度化され、一定の成果が認められる一方、指導経験の蓄積不足や体制整備の遅れといった課題が残されている。令和2年度通級による指導状況調査結果では、必要と判断された生徒の約半数が通級を受けられておらず、その主因は本人・保護者の不希望や担当教員配置の困難さであった。また、学習面・行動面に困難を示す生徒の割合に比して通級利用率は低く、充実の必要性が指摘されている。今後は、教員定数の安定的配置、小中学校からの指導・合理的配慮の円滑な引継ぎ、特別支援学校等との連携体制の構築を通じて、高等学校における通級指導体制の充実を図ることが求められる。しかしながら、通級のある高校は意識が高い一方で、通級のない高校や、個別の教育支援計画や個別の指導計画のない生徒に対する対応についての課題が浮き彫りとなった。

また、瀧沼（2023）は、教員の専門性として、適切な支援を提供できる力量、個々のニーズを的確に把握すること、チームとして効果的な支援を進める体制づくりの重要性を述べている。つまり、今後教員として生徒の指導・支援を行うにあたっては、専門性の向上、ニーズの把握、校内体制の整備の3点に注目していた。さらに、竹内（2024）は、定員割れの状況下においても障がいのある生徒が不合格とされる事例を報告し、高等学校段階での支援体制が進路保障に影響を及ぼしていることを指摘している。

以上①から④の4つの研究の必要性を踏まえると、高等学校において、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする生徒」への支援について、校内体制としていかに構築・運用するかを検討することは、理論的にも実践的にも重要な研究課題であると結論付けられる。

2. 目的

前章を受け、本研究では、通常の学級に在籍し学習面や行動面で著しい困難を示す生徒への教育的ニーズを踏まえた適切な指導や必要な支援を充実させるための教職員への実態調査から、早期の適切な指導・支援の体系化と校内支援体制づくりの検討を目的とする。具体的には教職員への聞き取り調査から、高等学校における入学前の生徒情報収集の実態と教員が支援の判断や初期対応に必要と考える生徒情報の内容を明らかにすることである。

この研究における「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒」の定義については、文部科学省（2022）の調査において、「知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示す」児童生徒であると示されているため、この定義で研究を進める。また、この定義は、診断の有無にかかわらず、学校生活において実際に支援を必要とする状態に着目したものであり、教育現場における支援対象を幅広く捉える視点を示している。

3. 方法

3-1. 概要

本研究では、まず初めにアンケート調査を実施し、在籍校の教職員の生徒に関する情報の活用状況、そして、生徒に関してどのような情報を必要としているかを把握することとした。在籍校における生徒の実態や教育的課題を明らかにし、学習面・行動面において特別な教育的支援を必要とする生徒の状況を整理した。次に、教職員への聞き取りを実施し、現在の生徒への支援の在り方やその課題について多角的に検討することとした。特に、通常の学級に在籍しながら困難を抱える生徒に対する教職員の対応状況や校内における生徒に関する情報共有の仕組み、関係教職員の役割分担などに着目し、在籍校固有のニーズを明確化した。

3-2. アンケート調査

①調査対象

山梨県内の在籍校の教職員 73 名を対象とした。

②調査手法

在籍校教職員に対する質問紙法を用いた。

③分析方法

単純集計とクロス集計を用いた。自由記述について、内容分析を行い、カテゴリー化した。

④倫理的配慮

本研究は、調査協力者に対して研究の趣旨および倫理的配慮について事前に説明し、同意を得たうえで実施した。個人情報はずべて匿名化し、研究目的以外には使用しない。

⑤アンケート調査項目

- Q1. あなたの年代を教えてください。
- Q2. 入学前に得られている生徒情報は、入学後の日々の生徒への指導や支援に活用されていると思いますか。
- Q3. どのような点で活用されていないと感じていますか。
- Q4. 入学前に得られる生徒情報で必要だと思われる内容は何だと思いますか。

3-3. 聞き取り調査

① 調査対象

在籍校生徒指導主事2名，特別支援教育コーディネーター1名，養護教諭1名

②調査手法

在籍校教職員に対する半構造化インタビュー

③分析方法

内容分析を行い，カテゴリー化する。

④倫理的配慮

本研究は，調査協力者に対して研究の趣旨および倫理的配慮について事前に説明し，同意を得たうえで実施した。個人情報はずべて匿名化し，研究目的以外には使用しない。

⑤インタビュー内容

「在籍校での支援体制」について課題となっていること。

4. 結果

4-1. アンケート調査の結果

在籍校への質問紙法による調査として，73名中53名の回答が得られた。1つめの「あなたの年代を教えてください」という質問に対して，20代17%，30代が13%，40代が27%，50代が26%，60代が17%となった。(図1)

Q1. あなたの年代を教えてください

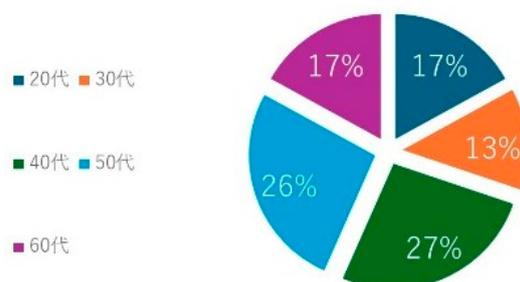


図1 教職員73名中53名が回答

2つめの「生徒情報は，入学後の日々の生徒への指導や支援に活用されていると思いますか。」という質問に対して，十分活用されているが6%，活用されているが88%，あまり活用されていないが6%，活用されていないは0%となった。(図2)

Q2. 生徒情報は，入学後の日々の生徒への指導や支援に活用されていると思いますか。

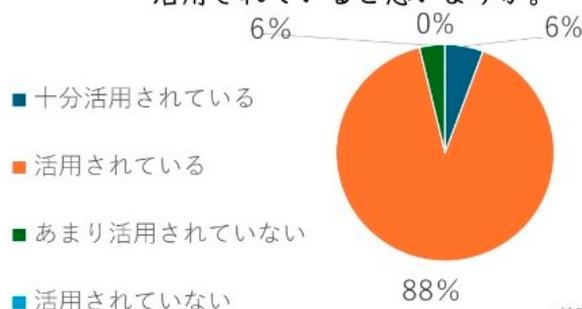


図2 教職員73名中53名が回答

3つめの質問は、2つの目の質問で「あまり活用されていない」と回答した3名（全員50代）に対して、「どのような点で活用されていないと感じていますか」と質問し、回答を得た。（表3）

- ・中学校からの情報だけで生徒を判断することはありません。実際に生徒と接しどのような生徒なのかを判断するようにしています。アレルギーや病気に関しては確認しますが、人となりは自分で判断するようにしています。
- ・その情報にアクセスする方法を知らないから。知ったとしても生徒数が多すぎて誰のことかわからない。
- ・入学前の生徒の病歴や家族構成などは役に立つが、第3者による生徒の特性などの申し送り事項は事実と異なる場合があるので、あまり先入観を持たない方がよい場合が多いとわかっているから。

表3

4つめの「生徒情報で必要だと思われる内容は何ですか？」という質問に対する回答をカテゴリー化して以下に示す。（表4）

カテゴリー	回答数	具体的な記述内容と＜年代＞※（ ）内の数字は2つ以上の回答数
家庭の状況	8	保護者と学校との関係性＜40代（1）＞、家庭環境＜30代（1）・50代（1）・60代（1）＞、家庭状況（保護者など）に関する情報は必要だと思います＜30代（1）＞、家族構成＜50代（1）＞、家族の総員について＜60代（1）＞、保護者の情報があると対応入学後の対応がしやすくなると思います＜30代（1）＞
生徒の生育歴	4	家族や居住地域における方々と生徒とのかかわり方について、わかる範囲で大人と生徒との人となりも知ることが必要でしょうか＜60代（1）＞、生育歴が多様化していくと思う＜40代（1）＞、生育歴など＜20代（1）＞、生育歴＜40代（1）＞
小中学校での指導歴	8	生徒同士のトラブル等＜40代（1）＞、中学校までの記録＜60代（1）＞、中学校の先生方が手を焼いていたことは隠さず教えてほしい。「変わっている」「クラスで浮いている」など言いにくいことは特に＜50代（1）＞、問題行動等の指導内容＜40代（1）＞、小中学校での賞罰＜50代（1）＞、小中学校時における指導内容や気になる点をできるだけ多く教えていただけるとありがたい＜40代（1）＞、生徒指導の情報＜40代（1）＞、人間関係の情報＜50代（1）＞
生徒の特性、配慮事項	9	発達障害等の情報＜40代（1）＞、学習する上で支援が必要なこと＜50代（1）＞、特性などの特別な事情について＜30代（1）＞、その生徒の素行などの内面的な情報、配慮を要する内容＜40代（1）＞、配慮を要する内容＜50代（1）＞配慮が必要な項目＜50代（1）＞、中学校時代に受けていた配慮があれば情報が必要だと思います＜30代（1）＞、病名がつかない特性＜50代（1）＞、気を付けるべき特質がある場合＜60代（1）＞
不登校とその原因	2	不登校の原因となる病状と家族関係について＜60代（1）＞、不登校＜50代（1）＞

アレルギーや身体的な健康状態	5	出席状況（健康状態を含む）＜60代（1）＞、生徒の身体的な内容で配慮が必要な情報は、より詳しく必要だと思う＜50代（1）＞、アレルギーや病気についての注意事項は必要項目だと思います＜30代（1）＞、身体的配慮事項＜50代（1）＞、病歴＜50代（1）＞
その他	30	特になし（29）、高校側とどの程度共有していきたいかという意味確認ができると思う＜30代（1）＞

表4

4.2. 聞き取り調査の結果

「在籍校での支援体制について課題となっていることは何か？」という質問の回答を著者がカテゴリー化したものを以下に示す。（表5）

カテゴリー	具体的な回答内容
情報量の不足	提供される情報が限定的であり、支援に直結する情報が欠落している。
共有の不十分さ	情報が特定の担当者にとどまり、全教員に広く共有されていない。
活用方法の未整備	情報を授業や学級経営に結びつける仕組みが存在しない。
教員の意識差	若手教員は情報不足を問題視しにくく、結果として活用の不均衡が生じる。

表5

3. 考察

アンケート調査結果 Q1, Q2 からは、入学前に収集される生徒に関する情報について、全く活用していないと回答した教職員は皆無であり、一定の活用実態があることが明らかになった。しかしながら、「十分に活用されている」との回答は6%程度留まっており、得られた情報が教職員間で十分に活用しながら、入学後の生徒への支援・指導に繋がられているという状況までは至っていないことが考えられる。また、入学前の生徒に関する情報内容に関しても、内容に不足があるか否かを問う項目において、それを問題視する姿勢は、顕著には見られなかった。このことは、収集された情報を支援の根拠として主体的に吟味し、不足があれば補おうとする段階にはいたっていないことを示唆している。すなわち、情報の参照は行われているものの、真の意味での「支援の活用」という点において課題が残る現状であると考えられる。

次に、アンケート調査 Q3・Q4 および聞き取り調査の結果から、教員の経験年数によって生徒情報に対するニーズに差異があることが明らかとなった。若年層の教員は、直面する授業や学級経営において即時的に活用できる「具体的な指導法」や「個別の配慮事項」といった実践的な情報を重視する傾向にあり、直接的な手立てを求めていることを示唆している。これに対して、経験を重ねた教職員ほど、生徒を取り巻く環境や過去の指導経過といった「背景情報」を包括的に捉えようとする傾向が見られた。これは、生徒の変容を点ではなく線として理解し、中長期的な視点から支援の方針を立てようとする熟練した判断のプロセスの表れではないかと考えられる。

聞き取り調査では、このような経験年数による情報ニーズの違いがあるにもかかわらず、在籍校においては生徒に関する情報量が不足しており、必要な情報が十分に提供・共有されていない実態が明らかとなった。特に、成績や出欠といった形式的なデータに偏った情報共有では、高等学校段階における初期支援や継続的な指導に十分対応できず、校内の情報共有の仕組みが十分に機能していない点が課題として浮き彫りとなった。以上より、教職員間の共通理解を一層促進し、学校全体で生徒への適切な指導・

支援を組織的に進めるための校内支援体制の整備が求められる。

以上のことから、入学前に求められる生徒情報は、年代によって着目点に違いがあるものの、共通して「高等学校段階での支援を円滑に開始するための基礎情報」として重要視されていることが明らかとなった。一方で、情報の内容や重視点が年代ごとに異なることは、校内での情報共有や活用の在り方に課題を生じさせる可能性も示唆しており、体系的な情報整理と共有の仕組みづくりの必要性が示された。

4. まとめと今後の課題

本研究は、通常の学級に在籍し学習面や行動面で著しい困難を示す生徒への支援充実を目的として、教職員への聞き取り調査を行い、早期からの指導・支援の体系化および校内支援体制の在り方を検討することを目的に研究を進めてきた。アンケート調査の結果から、入学前に得られている生徒の情報についての活用状況や生徒の支援・指導に必要となる情報内容について、明らかにすることができた。また、聞き取り調査から、生徒に関する情報が特定の担当者にとどまり、校内全体で共有・活用される体制が十分に構築されていないこと、情報を授業や学級経営に結び付ける具体的な活用方法が整理されていないことで支援の遅れを招いている可能性があるということが示唆された。

上記のこと踏まえ、早期からの適切な指導・支援を実現するための、入学前の生徒に関する情報の「量的向上を図るとともに、校内において教職員で共有し、さらに検討を重ねながら、生徒の初期支援や個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成につなげていく体系的な仕組みづくり構築していく必要がある」と考える。

今後は、本研究で得られた結果に基づき「どのような生徒情報を、どの段階で、どのように共有・活用することが支援の充実につながるのかを具体化し、校内支援体制の改善に資する実践的方策を検討していきたい。

○. 参考・引用文献

- ・ 瀧沼史郎（2023）「支援の質の向上を目指した校内体制の整備—成果と課題—」LD研 32 巻 3 号 p.157-164
- ・ 佐野青葉（2022）「インクルーシブ教育システム構築に向けた校内支援ガイドの提案 —高等学校普通科における特別支援教育—」『令和 4 年度教育実践報告書』山梨大学教職大学院
- ・ 竹内健太（2024）「インクルーシブ教育の実現に向けた我が国における特別支援教育の現在地」『立法と調査』No466 77—99 頁
- ・ 中央教育審議会（2017）特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）
- ・ 野田直子（2019）「高等学校における発達障がいのある生徒に対する支援—中学校実習を生かした授業のユニバーサルデザイン化—」山梨大学教職大学院平成 30 年度教育実践報告書
- ・ 文部科学省（2022）通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果
- ・ 文部科学省（2023）特別支援教育をめぐる制度改正
- ・ 文部科学省（2023）通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会（報告）
- ・ 山梨県教育委員会（2023）高等学校の要請による在籍中学校から進学先高等学校への情報提供に係るガイドライン
- ・ 山梨県教育委員会（2024）山梨県の特別支援教育 データ編